



裁判所に調停の申立てをされる方へ

名古屋家庭裁判所

裁判所に調停の申立てをする方は、必ずお読みください。

1 申立書の写し(コピー)を相手方に送ります。

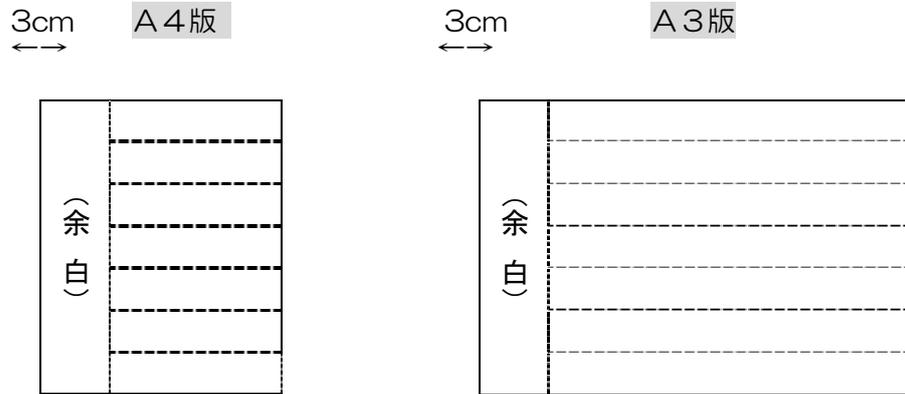
- (1) 法律の定めにより申立書のコピーを裁判所から相手方に送付しますので、申立書は、相手方に読まれることを前提としてお書き下さい。
- (2) 申立書については、裁判所備え付けの書式(複写式のもの)を利用させていただき、相手方人数分の申立書のコピーを提出してください。
- (3) 相手方に住所を知られたくない事情がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい住所を書いた上で、「住所上申書」を提出してください。

2 提出書類は、相手方に開示されます。

- (1) あなたが提出する書類には、「主張書面(あなたの言い分や意見などをまとめたもの)」や「資料(あなたの言い分や意見などの裏付けとなるもの)」があります。これらの書類は、相手方から希望があると、原則として、内容をお見せしたり(「閲覧」といいます。)、コピーをとることを認める(「謄写」といいます。)こととなりますので、ご注意ください。
- (2) 主張書面については、相手方に開示されることを想定して、記載する内容をよく吟味してください。また、資料については、相手方への開示を希望しない情報が含まれていないかを、提出する前によく確認してください。特に、住所を知られたくない場合は、住所を特定させる事項が記載されていないかについても、ご確認ください。
- (3) 資料については、原本(現物)はお手元で保管していただき、コピーを提出してください(裁判所に提出されたものは原則として返還できません。)。また、資料に相手方に知られたくない情報が記載されている場合は、その部分を読み取ることができないようにしてコピーしたものを提出してください。
- (4) 提出書類を相手方にどうしても見られたくない場合は、所定の方式に従って申し出る必要があります。提出前に、あらかじめ裁判所にお問い合わせください。ただし、申し出たとしても、裁判官の判断によっては、ご要望に添えない(相手方に開示されてしまう)場合もありますので、ご注意ください。

コピーの取り方

- 1 用紙はA4版（今見ているこの用紙のサイズ）縦でお取りください。
どうしても入りきらないときは、A3版をお願いします。
また、次のように左側に3センチ程度の余白（とじしろ）ができるようにしてください。



- 2 通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。

表紙をめくってすぐの見開きページ（支店名などが載っているページ）

（振込口座を特定するためにはこの部分を提出してください。）

出入金履歴，残高等がわかるページ

定期預金があるときは，その見開きページ

- 3 保険証券など表裏両面に記載があるものは，両面ともコピーしてください。

- 4 相手に知られたくない部分がある場合は，その部分にはがすことができる付せんやテープを貼った上でコピーしたり，コピーをした上でその部分を黒く塗りつぶし，それをさらにコピーするなどして，その部分を読み取ることができないようにしたコピーの方を提出してください。

